

序-2 都市計画マスタープラン改定の背景

本市では、平成 23 年（2011 年）3月に都市計画マスタープランを改定し、その内容に基づいて様々な取組を進めてきました。しかし、改定から 10 年以上が経過し、社会経済情勢の変化など本市を取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、今回の都市計画マスタープランでは、今までのマスタープランを継承しつつ、主に次の視点から改定を行います。

- ・高崎市の現状や社会経済情勢の変化、新しい制度への対応、上位関連計画との整合
- ・新たな産業の創出に向けた都市計画分野の政策の位置づけ
- ・将来都市構造について市の政策の考え方が伝わる内容に見直し
- ・人口減少・少子高齢化社会を見据えたまちづくりのさらなる展開
- ・地域別構想における地区区分の再考

序-3 対象区域

本市には、市街化区域と市街化調整区域に区分されている線引き都市計画区域（高崎地域、群馬地域、新町地域）、区分されていない非線引き都市計画区域（箕郷地域、榛名地域、吉井地域）、そして都市計画区域外（倉淵地域）が存在し、それぞれ土地利用に関する制限が異なります。

都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象とした計画ですが、総合的な都市づくりを実現するため、都市計画区域外の倉淵地域を含めた高崎市の行政区域全域を都市計画マスタープランの対象範囲とします。

■ 対象区域

